

障害児支援について

1. 児童福祉法の一部改正の概要
2. 障害児通所支援について
3. 障害児入所支援について
4. 18歳以上の障害児施設入所者への対応について

1. 児童福祉法一部改正の概要

障害児支援の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(現状・課題) 現行の障害児支援については、障害種別等に分かれて実施。

障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(現状・課題) 放課後や夏休み等における支援の充実を求める声が多く、居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(現状) 障害児施設に入所した障害児について、引き続き入所による支援を受けなければ福祉を損なうおそれがある場合は、18歳以降も入所可能。また、重症心身障害児施設の場合は、18歳以上の新規入所も可能。(障害児施設給付費を支給)

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児施設・事業の一元化に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- 身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

見直しのポイント

- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障害特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。特に重症心身障害については見者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障害児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

2. 障害児通所支援について

①児童発達支援（医療型を含む）

児童発達支援の概要

○ **改正後のあり方** ～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。

○ **対象児童**

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指す、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ **定員**

定員10人以上 (※主たる対象とする障害を重症心身障害とする児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ **提供するサービス**

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

児童発達支援及び治療を提供

※ 児童発達支援は「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ」と規定されており、提供する場所としては、児童福祉施設として位置付けられる児童発達支援センター(福祉型、医療型)とその他の児童発達支援事業の2類型がある。

児童発達支援センターについて

- 今般の児童福祉法の改正により、3障害対応を原則とする「児童発達支援」を創設。
- このうち、児童発達支援センターについては、身近な地域の障害児支援の拠点として、①地域にいる障害児や家族への支援、②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施。

<現行制度>

○各障害別の施設体系

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設

児童デイサービス



《現状の課題》

- ・近くにあっても対応できる障害が合わなければ利用できない
- ・都市部など地域的に施設が偏在
※全国の障害保健福祉圏域のうち施設がない区域が約2割(74区域)
- ・地域の障害児に対する支援が不十分

<新しい制度> H24.4.1施行

児童発達支援センター

● 3障害対応を原則

【効果】

- ・近くにある施設に通え、障害児の専門的支援を受けることができる。
- ・各障害別の支援技術の蓄積、重複障害にも適切な支援を提供できる。
- ・異なる障害種別が交流し相互理解が進み、刺激し合うことで発達が促されることも期待できる。

● 蓄積されたノウハウを活かし地域支援を提供

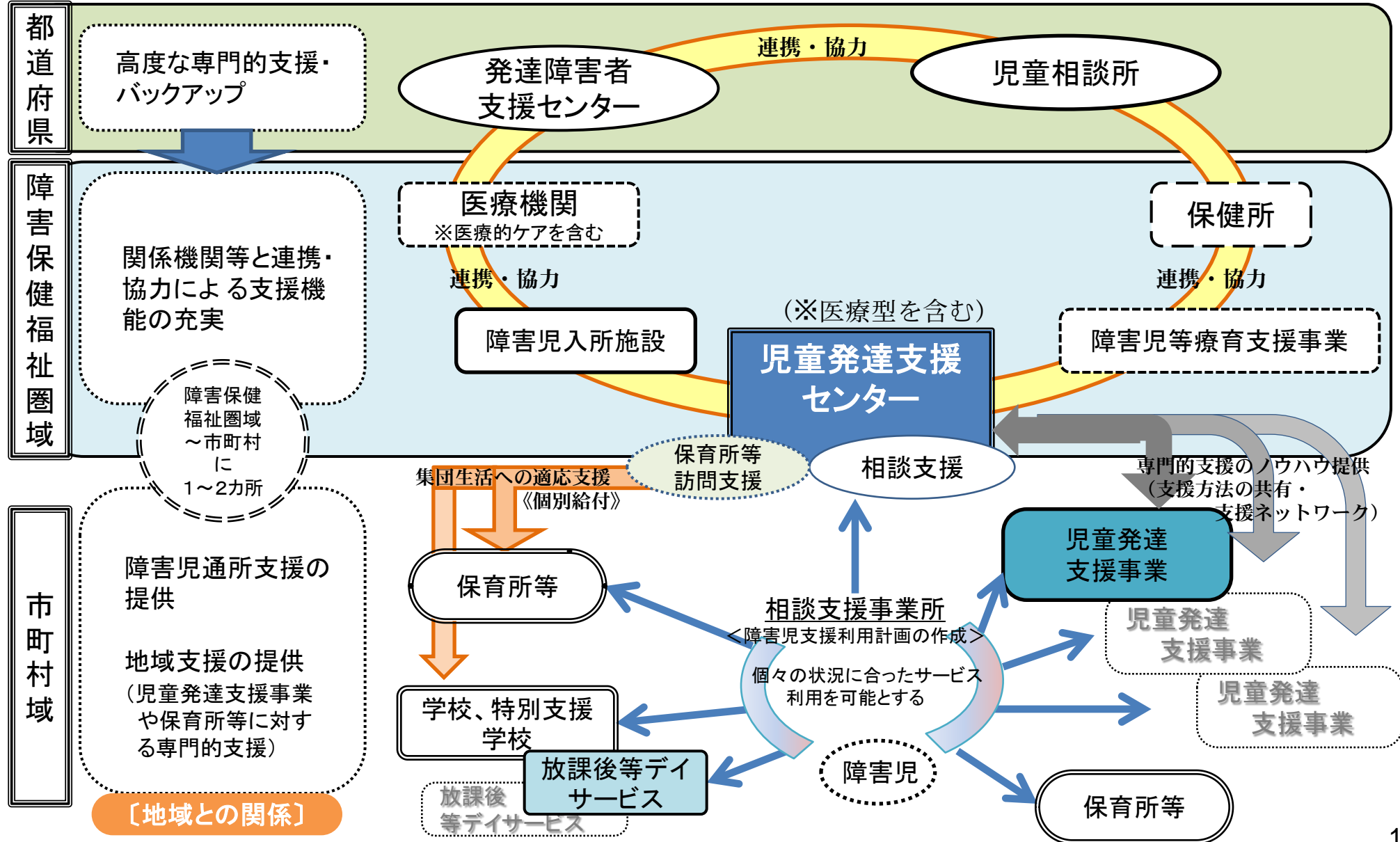
【効果】

- ・児童発達支援センターを中核として地域全体の障害児支援のレベルアップを図る。
- ・学校、保育所・幼稚園等に障害児が通いやすくなるなど、障害の有無に関係のない共生社会を実現。

(※)整備目標 障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所以上を整備

地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



児童発達支援(児童発達支援センター(医療型を含む)及びそれ以外の児童発達支援事業)の 指定基準案の概要

1. 人員基準

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。

2. 設備基準

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、様々な障害を受け入れることができるよう、基準を弾力化。

児童発達支援センターの指定基準

1. 人員基準案の概要

【現行基準】

職種	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数： 乳幼児4：1以上、 少年7.5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：4：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・聴能訓練担当職員 2人以上 ・言語機能訓練担当職員 2人以上
栄養士※2	1人以上	1人以上
調理員※2	1人以上	1人以上

※1 嘱託医は、精神科(知的通園)、眼科又は耳鼻咽喉科(難聴通園)の診療に相当の経験を有する者(最低基準)

※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

【新基準案】

職種	員数等
嘱託医※3	1人以上
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
栄養士※4	1人以上
調理員※4	1人以上
その他、必要な職員※5	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、聴能訓練担当職員：2人以上 言語機能訓練担当職員：2人以上
児童発達支援管理責任者※6	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務との兼務可)

※3 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者(最低基準)

※4 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※5 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

※6 業務に支障がない場合は他の職務との兼務可

2. 設備基準案の概要

【現行基準】

設備	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積 2.47㎡以上 	—
訓練室	—	設けること
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積 1.65㎡以上 	設けること
その他	屋外遊戯場、医務室、 静養室、相談室、調理室、 浴室又はシャワー室、便所	観察室、医務室、 聴力検査室、 相談室、調理室、 便所



【新基準案】

設備	内容
指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 <p>※主たる対象者が難聴の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。</p>
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 <p>※主たる対象者が難聴の場合は、床面積の要件は適用しない。</p>
その他	<p>医務室、相談室、調理室、便所、<u>屋外遊戯場</u> (<u>児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。</u>) <u>その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</u></p> <p>ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、</p> <p>主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること</p>

児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の指定基準

人員基準案・設備基準案の概要

【現行の児童デイサービスの基準】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		サービス管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<p>指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>		



【新基準案】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		その他必要な職員※1	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<p>指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>		

※1 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

医療型児童発達支援センターの指定基準

人員基準案・設備基準案の概要

【現行の肢体不自由児通園施設の基準】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	職業指導員	職業指導を行う場合
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 	



【新基準案】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他、必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 	

児童発達支援管理責任者について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、児童デイサービス及び障害児施設等において、利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務等とし、経験年数については、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、他の職務や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

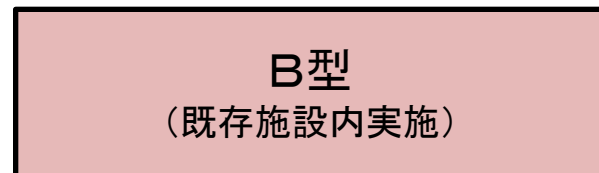
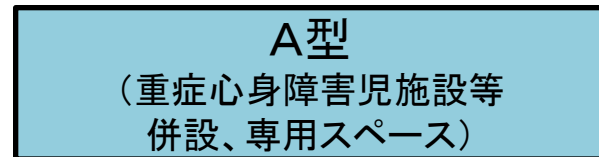
②主たる対象の障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援

児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の概要

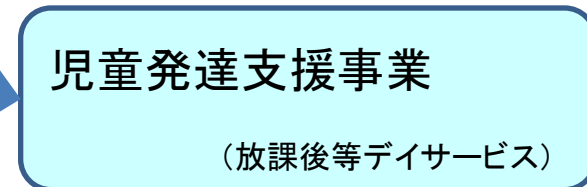
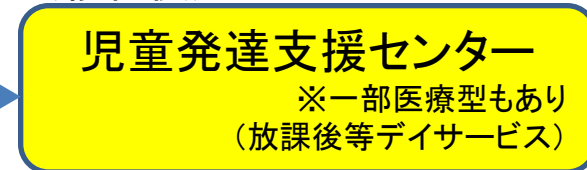
【考え方】

- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
 - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
 - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行
※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービス。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業



(移行後)



重症心身障害児(者)通園事業の概要

1 目的

在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等の家庭における療育技術を習得を図る。

2 実施主体 都道府県、指定都市、中核市(社会福祉法人等への委託可)

3 実施形態

	A型施設	B型施設
実施施設	重症心身障害児施設又は肢体不自由児施設に併設又は同一敷地内に専用施設を設けて実施	障害児(者)施設等において施設運営に支障のない程度の人数を受け入れて実施
利用人員 (1日あたり)	原則として15人	5人を標準
職員配置	施設長、医師、看護師、児童指導員又は保育士、理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員、その他事業実施に必要な職員 ※施設長、医師は本体施設の職員の兼務可	看護師、児童指導員又は保育士、理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員、その他事業実施に必要な職員
補助基準額 (23年度)	利用者10人以下 (月額)2,697,460円 利用者11人～19人(月額)3,037,480円 利用者20人以上 (月額)3,454,670円	利用者10人以下 (月額)1,425,690円 利用者11人以上 (月額)1,795,310円

4 補助率 1/2 (負担割合 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2)

重症心身障害児(者)通園事業の移行に当たっての配慮(案)について

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」となるが、18歳以上の利用者については、他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなる。

移行に当たっては、既存制度の活用(多機能型)により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ、特例的な取扱い(次頁)により対応。

既存制度

児童発達支援と障害福祉サービスとの多機能型

※児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員は5人以上、基準はそれぞれのサービスの基準を適用

【現行】

児童デイサービス

生活介護

自立訓練(機能訓練、
生活訓練)

就労移行支援
就労継続支援

※一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合は、多機能型児童デイサービス事業所の利用定員を5人以上とすることが可

【改正後】

児童発達支援

放課後等デイサービス

生活介護

自立訓練(機能訓練、
生活訓練)

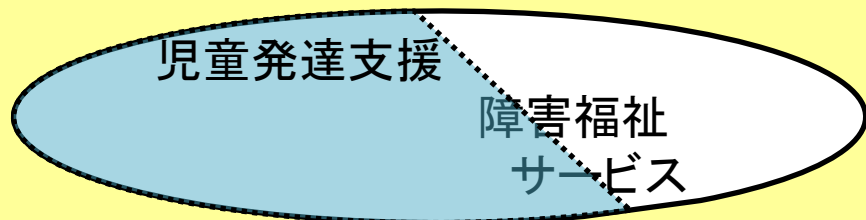
就労移行支援
就労継続支援

※一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合は、多機能型児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所の利用定員を5人以上とすることが可
(併せて実施する場合は合計で5人以上とすることが可)

特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害福祉サービス」を一体的に実施できるようにする。

「児童発達支援」と「障害福祉サービス」の両方の指定を同時に受ける。



事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性があるため、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

- ①定員は、児・者で区分しない
- ②例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)
- ③重心通園事業が移行する場合に、障害福祉サービスの最低定員を緩和(20名→5名)

(※1) 施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、児童発達支援管理責任者の経過措置期間(3年間)と同様とし、平成27年3月末までとする予定。

児者一貫した支援の確保

児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の指定基準案の概要

1. 人員基準

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の補助要件を基本として設定。
- 他の児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くことになっているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

2. 設備基準

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行ができるよう、現行の補助要件を基本として設定。

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準

人員基準案・設備基準案の概要

【現行の重症心身障害児(者)通園事業の基準】

人員基準	職種	A型 員数	B型 員数
	施設長	1人 ※本体施設との兼務可	—
	医師	1人以上 ※本体施設との兼務可	—
	看護師	1人以上	1人以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	1人以上
	作業療法又は 理学療法若しくは 言語療法を 担当する職員	1人以上	1人以上
設備基準	A型のみ： 訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャワー室、便所、調理室、リフト付き通園バス ※1		

※1 重症心身障害児施設等の設備を利用することができ、利用者の処遇に支障がない場合は訓練室、便所、通園バス以外の設備は設けないことができる。



【新基準案】主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合

人員基準	職種	児童発達支援事業	児童発達支援センター
	嘱託医	1人以上	1人以上
	看護師	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：4：1以上 ・看護師：1人以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士1人以上 ・理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員：1以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	
	作業療法又は 理学療法若しくは 言語療法を 担当する職員	1人以上	
	栄養士※2	—	
	調理員※2	—	1人以上
児童発達支援 管理責任者	1人以上（業務に 支障がない場合は 他の職務の兼務 可）	1人以上（業務に支障が ない場合は他の職務の兼 務可）	
設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	指導訓練室、遊戯室、医務室、相談室、調理室、便所、その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。※3	

※2 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※3 指導訓練室、便所、調理室以外は、併設する施設の設備と兼用または業務に支障がない場合は置かないことができる。

(注) 医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

③放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

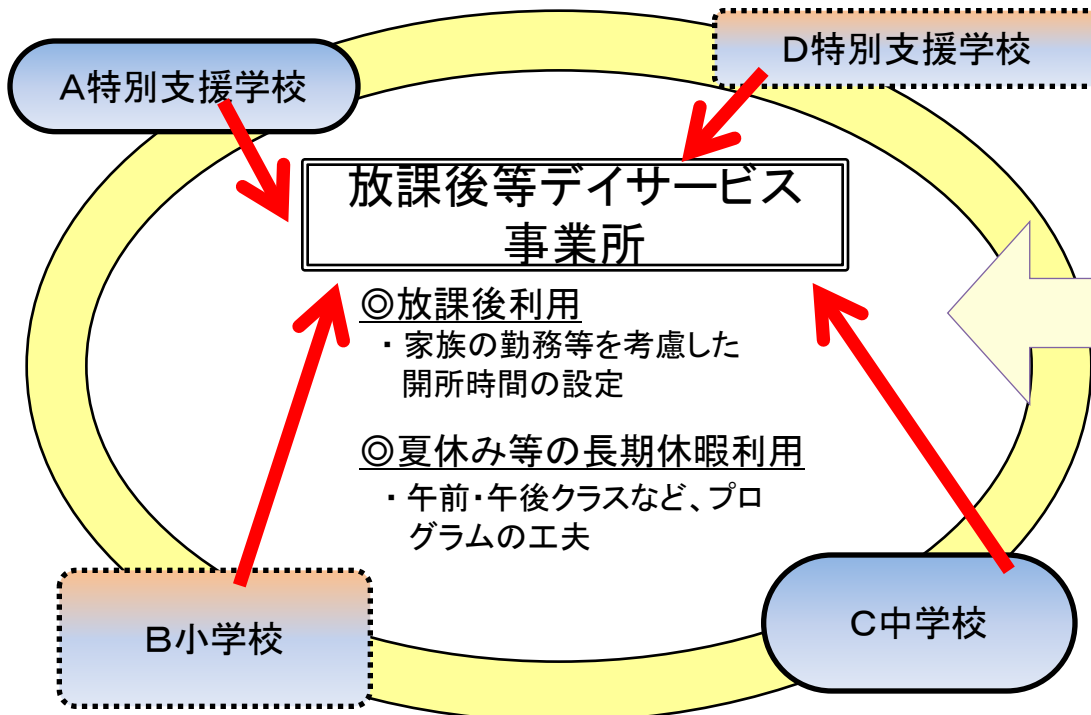
学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
※障害児の定義は児童発達支援と同じ
(引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる。)

○ 定員

10人以上
※児童デイからの移行を考慮

○ 提供するサービス

- ・ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与
- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ・ 学校との連携・協働による支援
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)



放課後等デイサービスの指定基準案の概要

1. 人員基準

- 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

2. 設備基準

- 現行の児童デイサービスからの円滑な移行できるよう、現行の基準を基本として設定。

放課後等デイサービスの指定基準

人員基準案・設備基準案の概要

【現行の児童デイサービスの基準】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤） <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		サービス管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		



【新基準案】

		職種	員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤） <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		

④保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

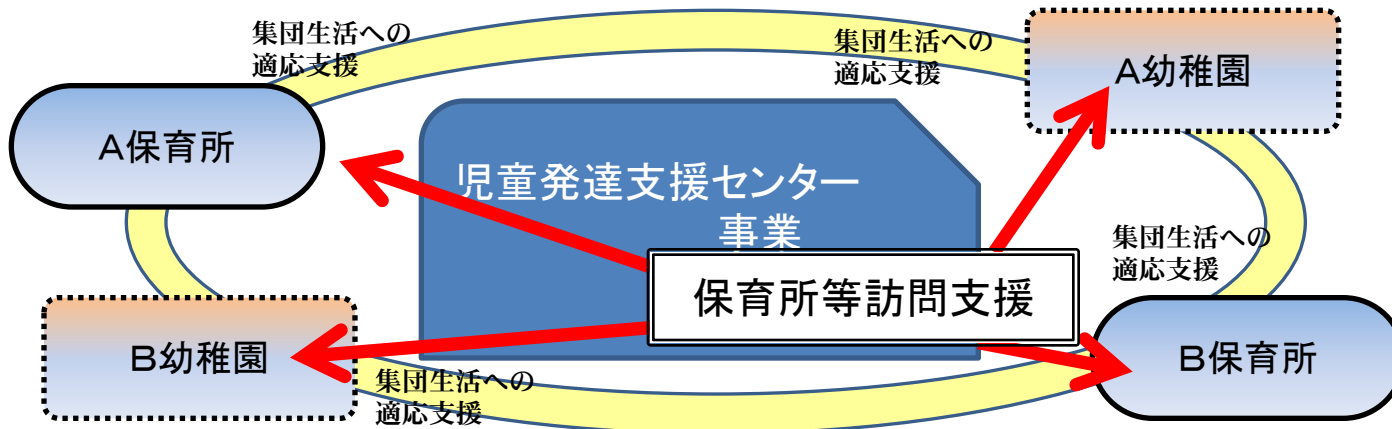
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。

- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援の指定基準案の概要

1. 人員基準

- 保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うため、障害児支援の経験等を有する訪問支援員を事業規模に応じて弾力的に配置できるように規定。
- 訪問先に利用障害児に対して計画的かつ効果的な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

2. 設備基準

- 支援に提供が必要な設備及び備品など、事業に取り組みやすい基準に設定。

保育所等訪問支援の指定基準

人員基準案・設備基準案の概要

【基準案】

	職種		員数等
人員 基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上(業務に支障がない場合は管理者との兼務可)
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備 基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

現状

現行の障害児施設等の体系

入所施設:468カ所(23,732人) 通所施設:383カ所(14,161人) 通園事業:296カ所 児童デイサービス:1,649カ所(46,100人)



※施設数及び在在所数は、平成22年4月1日現在(障害福祉課調べ及び国保連実績)
重症心身障害児(者)通園事業については、平成22年度実施カ所数

知的障害児通園施設の概要(報酬等)

○ 施設の概要

知的障害のある児童を保護者の下から通わせて保護するとともに、適切な知識技能の付与を行う施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

458単位～696単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

幼児加算(277単位)

→幼児である障害児が利用する場合

家庭連携加算(187単位又は280単位)

→居宅を訪問し障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合(1月に4回を限度)

栄養士配置加算(16単位～37単位又は9単位～20単位)

→適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

○ 施設数 263か所 (平成22年4月実績)

○ 利用者数 10,550人 (平成22年4月実績)

難聴幼児通園施設の概要(報酬等)

○ 施設の概要

強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて適切な指導訓練を行う施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

897単位～1,216単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

人工内耳装用児支援加算(449単位～608単位)

→人工内耳装用児に対する丁寧な支援を行う場合

家庭連携加算(187単位又は280単位)

→居宅を訪問し障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合(1月に4回を限度)

栄養士配置加算(16単位～37単位又は9単位～20単位)

→適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

肢体不自由児通園施設の概要(報酬等)

○ 施設の概要

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、適切な知識技能の付与を通所により行う施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

332単位

■ 主な加算

家庭連携加算(187単位又は280単位)

→居宅を訪問し障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合(1月に4回を限度)

○ 施設数 96か所 (平成22年4月実績)

○ 利用者数 2,672人 (平成22年4月実績)

児童デイサービスの概要(報酬等)

○ 対象児童

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童

※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等に対応

○ サービス内容

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価
- 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上実施
- 個別プログラムに沿った集団療育の実施
- 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
 - 指導員又は保育士 10:2以上
- ※ みなし基準該当児童デイサービス事業所
15:2以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

未就学児の利用者数が70%以上など(サービス費Ⅰ)

435単位～828単位(利用定員に応じた単位を設定)

左記に該当しない事業所(サービス費Ⅱ)

349単位～689単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

送迎加算(54単位)→利用者に対して送迎を行った場合

家庭連携加算(187単位又は280単位)→居宅を訪問し障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合

医療連携加算(250単位又は500単位)→医療機関との連携により看護職員を訪問させ障害児に対し看護を行った場合

○ **事業所数** 2,239(国保連平成23年7月実績)

○ **利用者数** 66,036(国保連平成23年7月実績)

経営実態調査の調査結果

○ 障害児施設等

- 収支差について、入所施設、通所施設ともに前回調査から改善。
 ※入所施設6.0%(前回の調査結果1.0%)、通所施設0.2%(前回の調査結果-18.1%)
- 障害福祉サービス等の全体9.7%と比較すると、プラスの割合が低い。

		入所施設		通所施設	
I 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	164,114	35.3%	55,711	49.5%
	(2) 利用料収入	6,772	1.5%	2,640	2.3%
	(3) 補助事業等収入	16,682	3.6%	15,563	13.8%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	4,691	1.0%	809	0.7%
	(5) その他	276,201	59.4%	38,457	34.1%
II 事業活動支出	(1) 給与費	309,524	66.5%	86,812	77.1%
	(2) 減価償却費	18,756	4.0%	1,591	1.4%
	(3) 委託費	15,890	3.4%	9,388	8.3%
	(4) その他	93,228	20.0%	14,935	13.3%
III 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	189	0.0%	28	0.0%
	(2) 本部からの繰入金収入	1,267	0.3%	226	0.2%
IV 事業活動外支出	(1) 借入金利息	797	0.2%	51	0.0%
	(2) 本部への繰入金支出	3,912	0.8%	487	0.4%
収入(①= I (1)+I (2)+I (3)+I (5)+III)		465,226	100.0%	112,625	100.0%
支出(②= II - I (4)+IV)		437,416	94.0%	112,456	99.8%
収支差(③=①-②)		27,809	6.0%	169	0.2%
客体数		131		162	

従業員の状況(入所)		直接処遇職員	サービス管理責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士	児童指導員又は保育士	生活指導員・支援員
常勤率		65.3%	100.0%	94.9%	98.6%	94.8%	93.8%
1人当たり給与	常勤	—	5,506千円	5,338千円	4,514千円	4,053千円	3,645千円
	非常勤	—	0千円	2,883千円	2,129千円	2,109千円	2,072千円

従業員の状況(通所)		直接処遇職員	サービス管理責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士	児童指導員又は保育士	生活指導員・支援員
常勤率		65.3%	100.0%	70.1%	92.2%	83.8%	84.7%
1人当たり給与	常勤	—	5,313千円	4,832千円	4,691千円	4,046千円	4,721千円
	非常勤	—	0千円	2,451千円	3,388千円	2,277千円	2,371千円

経営実態調査の調査結果

○ 児童デイサービス

- 収支差については、11.1%で、前回の調査結果(-32.1%)から大幅な改善。
- 新体系全体12.2%と比較すると、プラスの割合が低い。

		新体系全体		児童デイサービス			
I	事業活動収入	(1)	自立支援費等・措置費・運営費収入	65,715	71.5%	22,134	66.9%
		(2)	利用料収入	6,196	6.7%	370	1.1%
		(3)	補助事業等収入	7,329	8.0%	4,742	14.3%
		(4)	国庫補助金等特別積立金取崩額	1,819	2.0%	31	0.1%
		(5)	その他	12,377	13.5%	5,746	17.4%
II	事業活動支出	(1)	給与費	56,298	61.3%	23,037	69.7%
		(2)	減価償却費	4,623	5.0%	594	1.8%
		(3)	委託費	3,554	3.9%	1,485	4.5%
		(4)	その他	16,925	18.4%	4,143	12.5%
III	事業活動外収入	(1)	借入金利息補助金収入	80	0.1%	0	0.0%
		(2)	本部からの繰入金収入	181	0.2%	81	0.2%
IV	事業活動外支出	(1)	借入金利息	200	0.2%	20	0.1%
		(2)	本部への繰入金支出	868	0.9%	148	0.4%
収入(①=I(1)+I(2)+I(3)+I(5)+III)				91,878	100.0%	33,073	100.0%
支出(②=II-I(4)+IV)				80,650	87.8%	29,397	88.9%
収支差(③=①-②)				11,229	12.2%	3,676	11.1%
客体数				2,893		238	

従業員の状況		直接処遇職員	サービス管理責任者	児童指導員又は保育士	その他の直接処遇職員
常勤率		65.3%	98.3%	61.3%	75.0%
1人当たり給与	常勤	—	4,420千円	2,875千円	—
	非常勤	—	1,996千円	1,877千円	—

○障害児通園施設及び児童デイサービスの利用者の障害の状況

主たる障害状況	知的障害児通園施設		難聴幼児通園施設		肢体不自由児通園施設		児童デイサービス I 型※	
	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
知的障害	52.4%	4,031人	7.4%	47人	12.6%	276人	18.8%	2,979人
発達障害 (広汎性発達障害・注意欠陥/ 多動性障害・学習障害)	29.1%	2,242人	12.5%	79人	2.5%	55人	35.5%	5,546人
てんかん	1.4%	105人	0.0%	0人	1.7%	38人	1.1%	170人
肢体不自由	2.4%	184人	1.4%	9人	49.3%	1,077人	3.9%	621人
聴覚障害	0.5%	35人	61.9%	391人	0.4%	8人	0.4%	70人
視覚障害	0.2%	19人	0.2%	1人	0.3%	6人	0.2%	32人
重症心身障害	2.2%	173人	0.2%	1人	23.0%	503人	1.9%	305人
内部障害	0.2%	19人	0.0%	0人	1.9%	42人	0.8%	121人
その他	11.5%	887人	16.5%	104人	8.2%	178人	38.0%	6,022人
合計	100%	7,695人	100%	632人	100%	2,183人	100%	15,866人

※ 児童デイサービス事業所のうちサービス費 I を請求している事業所。(以下、児童デイ I 型という。)

出典：(財)日本知的障害者福祉協会「障害児施設のあり方に関する調査報告書」(平成23年3月)

○各施設における早朝預かり・延長預かり実施状況

実施状況	知的障害児通園施設 (n=179)	難聴幼児通園施設 (n=16)	肢体不自由児通園施設 (n=75)	児童デイI型 (n=325)
早朝預かり	22%(40施設)	0%(0施設)	6%(1施設)	7%(23施設)
延長預かり	27%(48施設)	0%(0施設)	13%(2施設)	10%(31施設)

出典：(財)日本知的障害者福祉協会「障害児施設のあり方に関する調査報告書」(平成23年3月)

○各施設における障害児を受け入れている時間数(平均)

(単位：%)

	3時間以下	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間以上	不明
知的障害児通園施設 (n=190)	0.5	5.8	8.4	17.4	28.9	28.9	5.8	2.6	1.6
難聴幼児通園施設 (n=18)	5.6	27.8	0	16.7	22.2	11.1	0	0	16.7
肢体不自由児通園施設 (n=83)	0	9.6	15.7	32.5	26.5	10.8	2.4	0	2.4
児童デイサービス (n=625)	12.5	13.8	9.3	12.3	15.8	14.6	6.9	4.5	10.4
重心通園事業 (n=138)	1.4	0.7	24.6	19.6	22.5	14.5	6.5	0.7	9.4

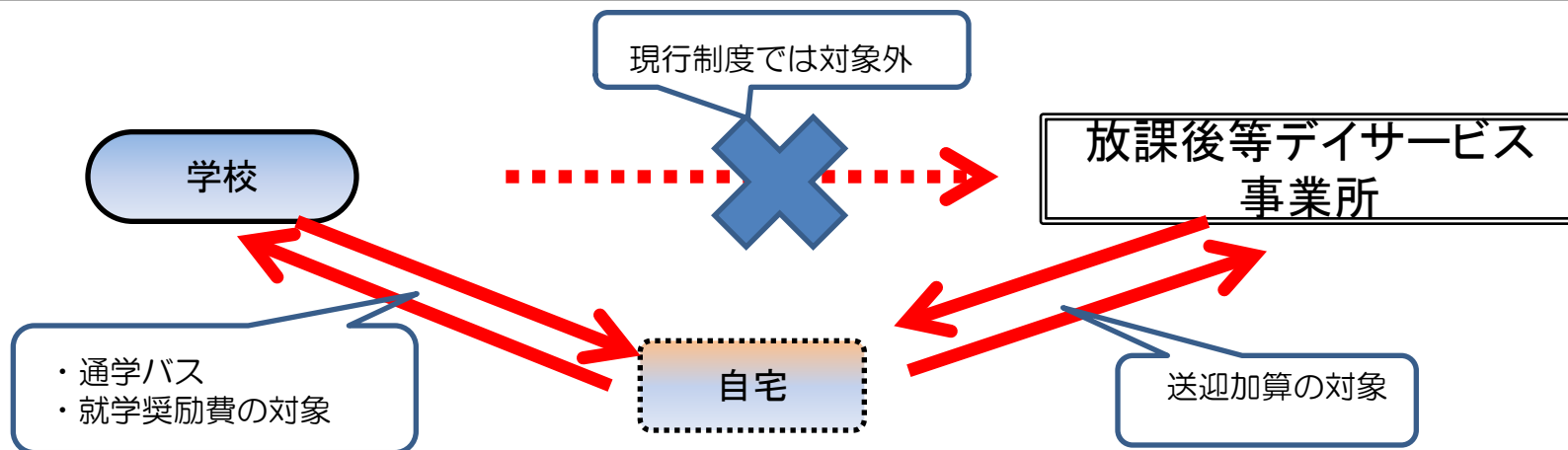
出典：(財)こども未来財団「障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究報告書」(平成19年3月)

※送迎を行っている場合は、送迎の時間を含む

○学校と放課後等デイサービス事業所との間の送迎について

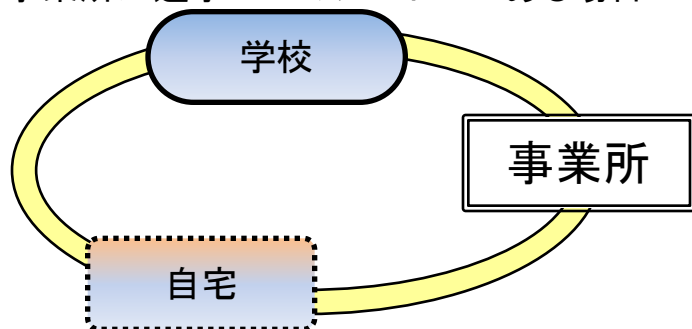
現状

現行の児童デイサービスの送迎加算については、居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定。

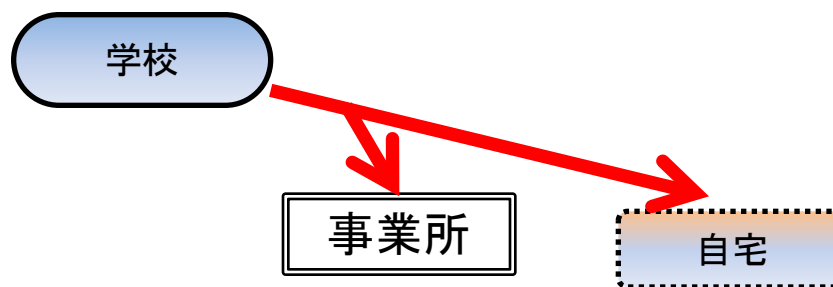


学校が対象すべき事例

〈事業所が通学バスのルート上にある場合〉



〈事業所が学校に近い場合〉 自宅から行くより効率的



例えば、これ以外のケースについて、送迎加算の対象にすべきではないか。

3. 障害児入所支援について

障害児入所支援の概要

○ 改正後のあり方

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実。
 - ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
 - ・ 18歳以上の者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することになることを踏まえ、自立（地域生活移行）を目指した支援

○ 対象児童

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
 - ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児
 - ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象（引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができる。）
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

障害児入所施設について

- 今般の児童福祉法の改正により、3障害対応を原則とする「福祉型、医療型障害児入所施設」に再編。
- 障害児入所施設は、重複障害への対応を図るとともに、被虐待児に対応するための支援機能を強化。

<現行制度>

○各障害別の施設体系

知的障害児施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児施設

重症心身障害児施設

《課題》

- ・近くにあっても対応できる障害が合わなければ利用できない
- ・虐待を受けたり、家庭復帰が見込めない児童が入所
- ・大規模な集団によるケアが中心

<新しい制度> H24.4.1施行

● 3障害対応を原則

【効果】

- ・家庭の近くにある施設に入所でき、家族から分離されない。
- ・各障害別の支援技術の蓄積、重複障害にも適切な支援を提供できる。
- ・異なる障害種別が交流し相互理解が進み、刺激し合うことで発達が促されることも期待できる。

● 個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供

【効果】

- ・被虐待児に対する個別対応による心理的ケア。
- ・他者との関係性を回復し、早期の家庭復帰に繋げる。

(※)岩手県の知的障害児施設などの一部の先駆的な施設が先行して実施。

(※)児童養護施設においては、平成17年度から制度化し、その有効性については実証されている。

障害児入所施設

障害児入所施設の指定基準案の概要

1. 人員基準

- 現行の障害児入所施設からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。併せて、複数の障害種別を受け入れても、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じた人員基準を適用。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

2. 設備基準

- 現行の基本的な支援水準を維持するため、現行の基準を基本として設定。

福祉型障害児入所施設の指定基準

1. 人員基準案の概要

【現行基準】

職種	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※2	・総数： 4.3：1以上 ・各1人以上	・総数： 4.3：1以上 ・各1人以上	・総数： 乳幼児 4：1以上 少年 5：1以上 ・各1人以上	・総数： 3.5：1以上 ・各1人以上
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
調理員※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合
心理指導担当職員※4	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合

- ※1 精神科（知的障害児施設・第2種自閉症児施設）、眼科又は耳鼻咽喉科（盲ろうあ児施設）の診療に相当の経験を有する者（最低基準）
- ※2 30人以下を入所させる施設（知的障害児施設、第2種自閉症児施設）、35人以下を入所させる施設（盲ろうあ児施設）にあっては、さらに1人以上を加える。
- ※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

【新基準案】

職種	知的障害児の場合	自閉症の場合	盲ろうあ児の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※5	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※6	・総数： ①知的障害児（自閉症含む）4.3：1以上 ②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上 ③肢体不自由児：3.5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※7	1人以上			
調理員※7	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※8	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上 （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

- ※5 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者（最低基準）
- ※6 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。
- ※7 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- ※8 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上



2. 設備基準案の概要

【現行基準】

設備	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員4人以下（乳幼児6人以下） ・障害児1人当たりの床面積： 4.95㎡以上（乳幼児3.3㎡以上） ・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする 			設けること
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	障害児の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備	—	職業指導に必要な設備、講堂、遊戯室訓練室、（盲児）音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備（ろうあ）映像設備	訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備

- ※1 30人未満の障害児を入所させる知的障害児施設、盲ろうあ児施設においては、医務室を設けないことができる。
- ※2 30人未満の障害児を入所させる盲ろうあ児施設においては、静養室を設けないことができる。

【新基準案】

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由の場合
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員4人以下(乳幼児6人以下) ・障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上 (乳幼児3.3㎡以上) ・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする 			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※3、静養室※4			
	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象の障害が、知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適応に応じ職業指導に必要な設備 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあの場合は、映像設備 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備を備えること 			

- ※3 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。
- ※4 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

医療型障害児入所施設の指定基準

1. 人員基準案の概要

【現行基準】

職種	第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数: 6.7:1以上 ・各1人以上)	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上



【新基準案】

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数: 6.7:1以上 ・各1人以上	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		

2. 設備基準案の概要

【現行基準】

第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
観察室、静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外訓練場、講堂、図書室 ・ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備 ・義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる) ・身体の機能を助ける設備 ・階段の傾斜を緩やかにすること 	観察室、看護師詰所



【新基準案】

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
<p>主たる対象とする障害が</p> <p>自閉症児の場合は、静養室を設けること。</p> <p>肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。また、階段の傾斜を緩やかにすること</p>		

現状

現行の障害児施設等の体系

入所施設: 468カ所(23,732人) 通所施設: 383カ所(14,161人) 通園事業: 296カ所 児童デイサービス: 1,649カ所(46,100人)



※施設数及び在所者数は、平成22年4月1日現在(障害福祉課調べ及び国保連実績)
重症心身障害児(者)通園事業については、平成22年度実施カ所数

○ 施設の概要

知的障害のある児童を入所させて保護するとともに、適切な治療及び知識技能の付与を行う施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

441単位～679単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

重度知的障害児支援加算(165単位又は198単位)

→重度の知的障害児が、その保護指導のための一定の基準を満たす施設を利用する場合

自活訓練加算(337単位又は448単位)

→訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合

栄養士配置加算(5単位～27単位又は3単位～15単位)

→適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

第二種自閉症児施設の概要(報酬等)

○ 施設の概要

自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に收容することを要しないものを入所させる施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

567単位～674単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

重度知的障害児支援加算(165単位又は198単位)

→重度の知的障害児が、その保護指導のための一定の基準を満たす施設を利用する場合

自活訓練加算(337単位又は448単位)

→訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合

栄養士配置加算(13単位～27単位又は7単位～15単位)

→適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

○ **施設数** 3か所 (平成22年4月実績)

○ **利用者数** 82人 (平成22年4月実績)

○ 施設の概要

盲児を入所させて保護するとともに、適切な指導又は援助を行う施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

417単位～618単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

重度盲ろうあ児支援加算(158単位又は189単位)

→利用者が知的障害や重度の機能障害を有するため、特別な保護指導が必要な場合

幼児加算(78単位)

→幼児である障害児が利用する場合

栄養士配置加算(11単位～27単位又は6単位～15単位)

→適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

○ **施設数** 10か所 (平成22年4月実績)

○ **利用者数** 121人 (平成22年4月実績)

○ 施設の概要

ろうあ児を入所させて保護するとともに、適切な指導又は援助を行う施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

348単位～614単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

重度盲ろうあ児支援加算(143単位又は171単位)

→利用者が知的障害や重度の機能障害を有するため、特別な保護指導が必要な場合

幼児加算(78単位)

→幼児である障害児が利用する場合

栄養士配置加算(11単位～27単位又は6単位～15単位)

→適切な内容及び栄養量の食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

○ 施設数 10か所 (平成22年4月実績)

○ 利用者数 139人 (平成22年4月実績)

○ 施設の概要

病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設

○ 報酬単価

■ 基本報酬

677単位～711単位(利用定員に応じた単位を設定)

■ 主な加算

重度肢体不自由児支援加算(198単位)

→補装具を用いても移動が困難な障害児または重度の機能障害があり日常生活動作の大部分に介助を必要とする障害児が、一定の基準を満たす施設を利用する場合

栄養士配置加算(13単位～27単位又は7単位～15単位)

→適切な内容の栄養量及び食事が確保されるよう、管理栄養士等を配置し、適切な栄養管理を行った場合(常勤や定員数に応じた単位を設定)

第一種自閉症児施設の概要(報酬等)

○ 施設の概要

自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に收容することを要するものを入所させる施設。

※ 児童福祉施設であり、医療法上の病院でもある。

○ 報酬単価

■ 基本報酬(福祉部分)

321単位

■ 主な加算

重度知的障害児支援加算(165単位又は198単位)

→重度の知的障害児が、その保護指導のための一定の基準を満たす施設を利用する場合

自活訓練加算(337単位又は448単位)

→訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合

※ 病院でもあるため、この他、診療報酬が算定される。

○ 施設数 4か所 (平成22年4月実績)

○ 利用者数 72人 (平成22年4月実績)

○ 施設の概要

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、適切な知識技能の付与を行う施設。
 ※ 児童福祉施設であり、医療法上の病院でもある。

○ 報酬単価

■ 基本報酬

148単位

■ 主な加算

乳幼児加算(70単位)

→乳幼児である障害児が利用する場合

重度肢体不自由児支援加算(198単位)

→補装具を用いても移動が困難な障害児または重度の機能障害があり日常生活動作の大部分に介助を必要とする障害児が、一定の基準を満たす施設を利用する場合

※ 病院でもあるため、この他、診療報酬が算定される。

※ 1施設当たりの平均収入(431,623千円)のうち、

- ・給付費収入(52,072千円)が占める割合 12.1%
- ・医療機関としての入院・外来収入(285,319千円)が占める割合 66.1%
- ・その他収入(補助事業等)(94,232千円)が占める割合 21.8%

(出典)経営実態調査 客対数6

○ 施設数 59か所 (平成22年4月実績)**○ 利用者数** 2,448人 (平成22年4月実績)

○ 施設の概要

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、適切な治療及び日常生活の指導を行う施設。

※ 児童福祉施設であり、医療法上の病院でもある。

○ 報酬単価

■ 基本報酬

874単位

※ 病院でもあるため、この他、診療報酬が算定される。

※ 1施設当たりの平均収入(1,095,712千円)のうち、

- ・給付費収入(284,190千円)が占める割合 23.9%
- ・医療機関としての入院・外来収入(581,975千円)が占める割合 53.1%
- ・その他収入(補助事業等)(229,547千円)が占める割合 20.9%

(出典)経営実態調査 客対数31

○ 施設数 124か所 (平成22年4月実績)

○ 利用者数 11,392人 (平成22年4月実績)

○入所の理由(複数回答)

家族の状況	知的障害児施設	第二種自閉症児施設	盲児施設	ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
親の離婚・死別により家庭での養育が困難ため	922人	14人	43人	36人	34人
親の養育力や疾病・入院、障害、経済的理由によって養育が困難なため	2,198人	35人	46人	22人	114人
虐待・養育放棄、その恐れがあるため 家庭分離が望ましいため	1,082人	3人	42人	28人	57人
住宅事情・近隣の事情等や地域での トラブルのため	156人	1人	0人	2人	0人
地域に就学すべき学校がないため、また 社会自立のため高等教育を受けるため	512人	9人	11人	25人	1人

出典：(財)日本知的障害者福祉協会「障害児施設のあり方に関する調査報告書」(平成23年3月)

○虐待による入所状況(複数回答)

内容	知的障害児施設 (n=5,775)	第二種自閉症児施設 (n=77)	盲児施設 (n=129)	ろうあ児施設 (n=132)	肢体不自由児療護施設 (n=217)
身体的虐待	394人	14人	43人	36人	34人
養育放棄・ネグレクト	837人	35人	46人	22人	114人
心理的虐待	113人	3人	42人	28人	57人
性的虐待	102人	1人	0人	2人	0人
経済的虐待	93人	9人	11人	25人	1人

出典：(財)日本知的障害者福祉協会「障害児施設のあり方に関する調査報告書」(平成23年3月)

※ 施設が面接等や入所後の経過をみて虐待と判断した場合も含む

障害児・者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備事業

【日本再生重点化枠 iii 地域活性化 iv 安心・安全社会の実現】

—障害保健福祉部—

障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して地域で暮らすことができるための支援体制を整備する。
【要望枠 計129億円】

【現状】

- ・ 障害児・者総数 744万人
- うち、施設入所 55万人
- ・ サービス利用者 61万人

【課題】

障害があっても、自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実することが必要。

障害児・者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備事業

ソフト

地域生活支援事業

要望枠 83億円

ハード

社会福祉施設等施設整備費

要望枠 46億円

I 移動支援・コミュニケーション支援等の強化

- 移動支援、コミュニケーション支援等の必須事業について国の支援の充実（ソフト）
 - ・ 24年度補助割合見込み（対必須事業） $44\% \rightarrow 50\%$

II 相談支援体制の整備

- 基幹相談支援センターの整備促進（ソフト・ハード）
- 成年後見制度利用支援事業の促進（ソフト）

III 障害児支援の充実

【地域における支援機能の充実】

- 児童発達支援センターの整備促進（ソフト・ハード）
- 障害児の居場所づくり、緊急一時預かり事業の推進（ソフト）

【障害児施設の機能強化】

- 療育・生活単位の小規模化、バリアフリー化（ハード）

マニフェスト2009

〔 障がい者等が当たり前で地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。 〕

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法
（衆・厚生労働委員長提案）
（H22. 12成立）の着実な施行
〔 障害者等の地域生活を支援 〕

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の
骨格提言（H23. 8）
〔 地域移行、地域生活の資源整備等 〕

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

【児童養護施設における小規模グループケアの取組】

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124カ所
定員3,794人、現員2,968人

小規模グループケア (ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6~8人
乳児院は4~6人

職員1人+管理宿直を加算

21年度458か所
→26年度目標800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

21年度190カ所
→26年度目標300カ所

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

21年度49カ所
→26年度目標140カ所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数 7,180人
〔うち養育里親 5,823人
 専門里親 548人
 養子縁組里親 1,451人
 親族里親 342人〕

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59カ所 →26年度目標 160カ所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。

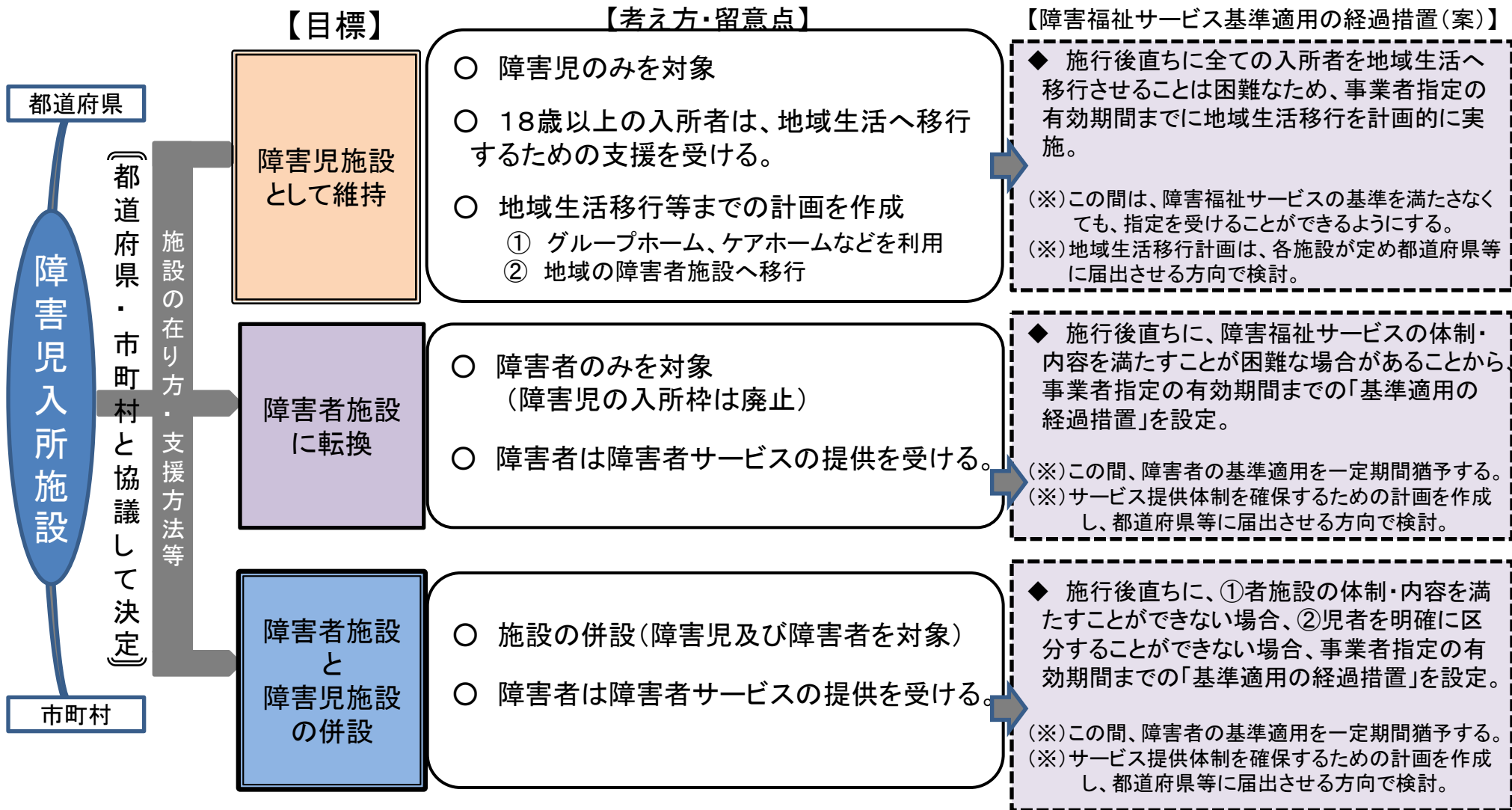
小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

4. 18歳以上の障害児施設入所者 への対応について

18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、都道府県等と連携し十分に協議を重ね目標とする施設の在り方と利用者の支援方法等を決定する。

18歳以上の障害者を支援するため、施行日に障害福祉サービスの指定を受けるが、施行後直ちに基準を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間をその期限として、指定に当たっての基準適用に関する経過措置を設ける。



○ みなし期間及び基準適用の経過措置期間における取扱い(案)

1. 法律の附則によるみなし期間(※児童福祉法の指定)

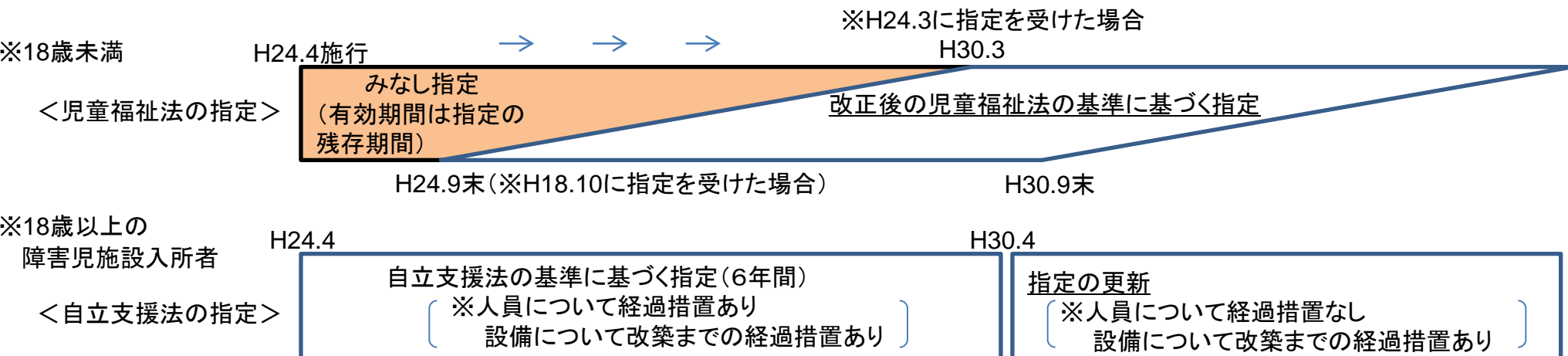
改正前の指定を受けている施設は、施行日に改正後の指定を受けたものとみなすとされており、この場合の指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設がを受けている指定に係る有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2. 障害福祉サービス基準適用の経過措置(※障害者自立支援法の指定)

24年3月31日時点で18歳以上が入所している知的障害児施設等については、24年4月までに障害者自立支援法による障害福祉サービスの指定が必要。障害福祉サービスの体制・サービス内容を整えるには、時間が要することから、自立支援法の基準を満たさなくても、事業者指定を受けることが可能とする経過措置を設ける。

※経過措置の期間

- ①人員基準は指定の有効期間(30年3月31日、6年間)。 ②設備基準は改築するまで。



○ 各目標の具体的な内容

<基本的な考え方>

- ・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。
- ・18歳以上の障害者は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)をメドに地域生活等への移行を目指し計画的な支援を行う。
- ・なお、障害者に対する障害福祉サービスの提供は期間限定の実施となることから、当面、旧法施設入所者のような昼夜一体的なサービスを認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。

○事業者の手續等

★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定

- ・全ての障害者の移行が完了した段階で障害福祉サービスの指定を取消

※ 障害児施設の指定は継続されるため、両方の指定を受ける

(案)
 施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、基準を満たせなくても指定を受けることができる基準適用の経過措置を設ける。

その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。

○利用者の手續等

- ・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手續(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可))
- ・なお、障害者の新規入所はとらないが、障害児が5年の間に20歳に達した場合には、やむを得ないものとする。

障害児施設として維持

<基本的な考え方>

- ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。
- ・障害児については、他の障害児施設に入所変更等を検討。期間は、上記の30年3月末をメドとし、計画的に対応。期間内で困難となった場合には、一旦、児者併設施設に転換し、最終的には、障害児が成長し、全てが障害者施設に入所が可能な年齢に達した段階で、障害者施設に転換することも認める。

○事業者の手續等

★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定

- ・障害児施設の指定は、障害児が全て退所した段階で指定を取消

※障害児が退所するまでの間は、両方の指定を受ける

(案)

施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。

その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。

○利用者の手續等

- ・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手續(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可))
- ・障害児については、施設と実施主体である都道府県、児童相談所が協議し、計画的に移行先を決定する必要。なお、その間、障害児の新規入所はとらない。

障害者施設
に転換

<基本的な考え方>

- ・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。
- ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。
- ・障害児・者に対する支援については、施設改築等までの間、同一施設内支援を認めるが、できる限り障害児・者それぞれに相応しい支援を提供。

○事業者の手續等

障害児施設
と
障害者施設
の併設

★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定

※児者併設のため、両方の指定を受ける

(案)

施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。

その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。

○利用者の手續等

- ・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手續(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可))

(参考)重症心身障害児施設の対応(案)

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、24年4月から他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている(※現行では療養介護)
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても措置を講ずる。

特例的な取扱い

医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施できるようにする。

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

- ①定員は、児・者で区分しない
- ②例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)

医療型障害児入所施設
(児童福祉法)

療養介護
(障害者自立支援法)

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力

(※)重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応

児者一貫した支援の確保

(※1)施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、事業者指定の有効期限(6年間)を考慮し、平成30年3月末までとする予定。

生活介護の概要(報酬等)

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害程度区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1~3:1

○ 報酬単価

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,170単位	884単位	633単位	572単位	525単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(44~256単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1~2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187~280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを行った場合

施設入所支援の概要(報酬等)

○対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者

○サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○主な人員配置

- 夜勤職員
→1人以上(生活介護を実施している場合)
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

○報酬単価

■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	400単位	328単位	256単位	180単位	115単位

■主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者[10単位～735単位]

土日等日中支援加算(90単位)

→土日等のため日中活動が実施されない場合等に、施設入所支援において日中支援を行う場合

療養介護の概要(報酬等)

○対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者

○サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

○報酬単価

■基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定

定員40人以下の場合 521単位(4:1)~ 904単位(2:1)

※ 経過措置利用者等については6:1を設定 ※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

■主な加算

地域移行加算(500単位)

→利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合

退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合

それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

障害児施設と障害者支援施設等の比較(福祉型)

		現行の障害児施設				現行の障害者支援施設 + 生活介護
	職種	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設	障害者支援施設 (生活介護を行う場合)
人員基準	嘱託医※5	1人以上				-
	医師	-	1人以上	-	-	必要な数
	直接処遇職員	○児童指導員及び保育士 ・総数： 4. 3 : 1以上 ・各1人以上	○児童指導員及び保育士 ・総数： 4. 3 : 1以上 ・各1人以上	○児童指導員及び保育士 ・総数： 乳幼児 4 : 1以上 少年 5 : 1以上 ・各1人以上	○児童指導員及び保育士 ・総数： 3. 5 : 1以上 ・各1人以上	○生活支援員：1人以上 ○PT・OT：必要数 ○看護師：1人以上 ※看護師、生活支援員、PT・OTの総数は平均障害程度区分が ・4未満：6 : 1以上 ・4以上5未満：5 : 1以上 ・5以上：3 : 1以上
	看護師	-	20 : 1以上	-	1人以上	
	栄養士	1人以上				-
	調理員	1人以上				-
	職業指導員	職業指導を行う場合				-
	心理指導担当職員	心理指導を行う場合				-
	サービス管理責任者	-				・サービス管理責任者 利用者60人以下：1人以上
	報酬 (定員30人の場合)	679単位	674単位	618単位	711単位	○区分6：施設入所支援 400+生活介護 1170単位 ○区分5： " 328+ " 884単位 ○区分4： " 256+ " 633単位 ○区分3： " 180+ " 572単位 ○区分2以下： " 99+ " 525単位

障害児施設と障害者支援施設等の比較(医療型)

職種	現行の障害児入所施設		現行の療養介護
	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設	療養介護事業所
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		<ul style="list-style-type: none"> ・医師 健康保険法に規定する厚労大臣が定める基準以上 ・看護職員 2:1
直接処遇職員	○児童指導員及び保育士 ・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	○児童指導員及び保育士 ・各1人以上	○生活支援員 ・4:1以上(1人以上は常勤)
理学療法士又は作業療法士	1人以上	1人以上	-
職業指導員	職業指導を行う場合	-	-
心理指導担当職員	-	1人以上	-
サービス管理責任者	-		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者 利用者60人以下:1人以上
報酬	148単位	874単位	定員30人以下の場合 ・サービス費(Ⅰ)(2:1以上):904単位 ・サービス費(Ⅱ)(3:1以上):659単位 ・サービス費(Ⅲ)(4:1以上):521単位 ・サービス費(Ⅳ)(6:1以上):417 ・サービス費(Ⅴ)(6:1以上):417単位(※) ※ 経過措置利用者(区分5未満の者)

○障害児施設の入所者の年齢構成

	18歳未満		18歳以上	
	割合	人数	割合	人数
知的障害児施設	61.9%	5,464人	38.1%	3,363人
自閉症児施設	68.3%	138人	31.7%	64人
盲児施設	81.7%	98人	18.3%	22人
ろうあ児施設	96.8%	121人	3.2%	4人
肢体不自由児施設	91.5%	2,178人	8.5%	203人
肢体不自由児療護施設	53.2%	115人	46.8%	101人
重症心身障害児施設	11.2%	1,260人	88.8%	9,969人

出典：社会福祉施設等調査(平成21年10月1日)

○施設(福祉型)における18歳以上の入所者の在籍率

	(施設数)						
	0%	0~20% 未満	20~40% 未満	40~60% 未満	60~80% 未満	80~100% 未満	100%
知的障害児施設(n=157)	31	35	43	24	10	11	3
第2種自閉症児施設(n=2)	0	1	1	0	0	0	0
盲児施設(n=8)	0	1	2	0	4	0	1
ろうあ児施設(n=8)	1	1	3	2	1	0	0
肢体不自由児療護施設(n=6)	0	2	2	2	0	0	0

出典：(財)日本知的障害者福祉協会「障害児施設のあり方に関する調査報告書」(平成23年3月)